

福岡県公報

平成17年8月31日

第2432号

目次

告示(第1646号-第1656号)

- 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築指導課) 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治山課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 3
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) 3
- 種畜証明書の交付 (畜産課) 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) 4

公安委員会

- 福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部総務課) 5

警察本部

- 福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部総務課) 5

告示

福岡県告示第1646号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により、平成17年8月2日付けて次の者に係る宅地建物取引業者の免許を取り消したので、告示する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	事務所の所在地及び商号	代表者の住所及び氏名
福岡県知事(1)第14728号	福岡県福岡市中央区大手門3-3-12 スチールハウス九州エステート	福岡市東区香住ヶ丘2丁目5番1号 萩原 哲司
福岡県知事(4)第11724号	福岡県北九州市八幡西区香月西3-9-23 有限会社弥生地建	北九州市八幡西区吉祥寺19番5号 香月 延夫
福岡県知事(4)第12202号	福岡県福岡市東区水谷2-1-23 株式会社香椎土地建物	福岡市城南区鳥飼7丁目35番407号 前田 秀弘

福岡県告示第1647号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年5月28日福岡県告示第841号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1648号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1649号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー光が丘店
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市光が丘4丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

隣接する歩道が通学路となっており、児童の登校時間と駐車場への車両が乗り入れする時間帯とが重なるため、事故防止等万全を期していただきたい。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

福岡県告示第1650号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニーすわの町店
- (2) 所在地 福岡県久留米市諏訪野町1903番21外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1651号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人集客力環境研究会

(2) 代表者の氏名

砥綿 正一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神二丁目3番10-1023号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、中心市街地の再生や地域の活性化などの事業を通して、地域経済社会の発展と生活環境の改善などを図ることにより地域振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

大牟田都市計画道路事業 3・4・24号 新港町勝立線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県大牟田土木事務所 大牟田市小浜町24番1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

大牟田市新港町、浪花町、三川町五丁目並びに三里町一丁目及び二丁目地内

(2) 使用の部分

大牟田市浪花町及び三川町五丁目地内

福岡県告示第1653号

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

1 乳用牛（ホルスタイン種）

種畜証明書番号	種畜名	生年月日	産地	等級	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平17福岡県1第12号	キーシップスホルムルークファラー	平成15年2月9日	熊本県	2級	個人有	京都府犀川町 尼岡 一元

2 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	種畜名	生年月日	産地	等級	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
平17福岡県1第1号	院笹9	平成12年5月15日	宮崎県	2級	独立行政法人有（貸付）	宗像市東郷 宗像市長

平17福岡県 1第2号	優山1	平成13年3月7日	宮崎県	2級	独立行政法人 有（貸付）	宗像市東郷 宗像市長
平17福岡県 1第10号	池晴茂	平成10年11月28日	福岡県	2級	個人有	小郡市光行 池田 元幸
平17福岡県 1第11号	松勝福	平成16年1月5日	福岡県	2級	個人有	久留米市荒木町 内田 隆文
平17福岡県 1第13号	福幸長	平成14年4月18日	兵庫県	2級	個人有	福岡市早良区 水崎 幸司
平17福岡県 1第14号	北宝	平成13年4月18日	北海道	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平17福岡県 1第15号	天宝	平成15年6月21日	福岡県	2級	個人有	久留米市城島町 倉重 文孝
平17福岡県 1第16号	松平勝	平成15年6月28日	福岡県	2級	個人有	八女郡広川町 中村 祥隆
平17福岡県 1第17号	良桜	平成16年4月1日	佐賀県	2級	個人有	筑後市下北島 北島 和幸

3 豚（大ヨークシャー種）

種畜証明書 番号	種畜名	生年月日	産地	等級	所有者 の区分	飼養者の住所 及び氏名
平17福岡県 1第3号	フクオカヨーク 99-359	平成12年3月5日	福岡県	2級	県有	筑紫野市大字吉 木 福岡県農業総合 試験場
平17福岡県 1第4号	フクオカヨーク 2000-387	平成13年3月7日	福岡県	2級		
平17福岡県 1第5号	フクオカヨーク 2001-167	平成13年9月8日	福岡県	2級		
平17福岡県 1第6号	フクオカヨーク 2003-127	平成15年9月2日	福岡県	2級		
平17福岡県 1第7号	フクオカヨーク 2003-377	平成16年3月15日	福岡県	2級		

平17福岡県 1第8号	フクオカヨーク 2004-102	平成16年9月28日	福岡県	2級		
平17福岡県 1第9号	フクオカヨーク 2004-134	平成16年10月23日	福岡県	2級		

福岡県告示第1654号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市朝霧四丁目1256-54、1256-62から1256-83まで、1267-48及び1267-49
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区片野五丁目3番10号
岡部産業株式会社 代表取締役 岡部 安三

福岡県告示第1655号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
嘉穂郡庄内町大字多田字水呑3の13、3の21、3の22、字野黒見5の15
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1656号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年8月31日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字桑ノ平耳縄11501、11504の1、11504の3、11522の2、11536の2、11536の4、字麦生11544、11545、11549、11551、11552、11563の4、11567、11568の2、11569の2、11573、字日向神12508の3、12514の5、12525

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成17年8月31日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
福岡県公安委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成14年福岡県公安委員

会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「20円」を「10円」に、「100円」を「30円」に改め、同表の2の項中「20円」を「10円」に改め、同表の3の項中「400円」を「120円」に改め、同表の4の項中「460円」を「170円」に改め、同表の5の項中「20円」を「10円」に、「80円」を「50円」に、「200円」を「80円」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

警察本部

福岡県警察本部告示第43号

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成17年8月31日

福岡県警察本部長 殿 川 一 郎

福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
福岡県警察本部長が管理する公文書の開示等に関する規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「20円」を「10円」に、「100円」を「30円」に改め、同表の2の項中「20円」を「10円」に改め、同表の3の項中「400円」を「120円」に改め、同表の4の項中「460円」を「170円」に改め、同表の5の項中「20円」を「10円」に、「80円」を「50円」に、「200円」を「80円」に改める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)